

徳山ダム管理所等自動車点検・整備等業務 単価契約書

独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、徳山ダム管理所等自動車点検・整備等業務（以下「自動車点検・整備等」という。）に関し、次のとおり単価契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、発注者の依頼する自動車点検・整備等を仕様書に基づき受注者の整備工場又は発注者の指定する場所にて行うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から令和7年3月31日までとする。

（点検・整備等の車名等）

第3条 受注者が実施する自動車点検・整備等の対象車両毎の定期点検及び単価については、別紙「徳山ダム管理所等自動車点検・整備等業務 単価表」によるものとする。

（依頼の方法）

第4条 発注者が受注者に点検・整備等を依頼するときは、発注者・受注者間で日程調整及び対象車両の点検・整備内容を確認の上、受注者に依頼するものとする

2 受注者は、点検・整備及び突発的な車両の不調に伴う修理・部品交換等の必要が生じた場合は、担当職員の了解を得た上で実施するものとする。この場合の費用については契約変更の対象とする。

（代金の支払）

第5条 受注者は、対象車両の定期点検毎に発注者の確認を受けるものとし、発注者の確認を受けた定期点検毎に発注者に代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に受注者に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を発注者の承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経

過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解約)

第8条 発注者又は受注者が、契約期間内に本契約を解約するときは、1カ月前に相手方に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、相手方に通知をして本契約を解約することができる。

- 一 受注者が、理由なく点検・整備等に応じないとき、点検・整備等を著しく遅滞させたとき、又は交換部品等の品質等が第3条に定める車名等の規格に合わないとき。
- 二 受注者が、受注者の責めに帰すべき理由により発注者の指定する期限までに点検・整備等をする見込みがないと明らかに認められたとき。
- 三 受注者が正当な理由なしに契約の解約を申し出たとき。
- 四 受注者が発注者の承認を受けずに契約の履行を第三者に譲渡し、又は委託したとき。

2 発注者は、前各号により損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(その他)

第9条 本契約に定めのない事項又は各条項に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印して各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448

独立行政法人水資源機構分任契約職

徳山ダム管理所長 國枝 達郎

受注者